

経済要録

国 内

◆金融庁、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」を公表

金融庁は、7月10日、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」を公表した。その概要は以下のとおり。

平成14年7月10日
金 融 庁

地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について

標記については、本年4月12日に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」において「今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する」として以来、金融庁として鋭意検討を進め、以下のとおり、素案を取りまとめた。

1. 基本的考え方

(1) 我が国の金融機関においては、「ペイオフ解禁に伴い、預金者は自らの判断と責任において金融機関を選択することとなる一方、金融機関は、こうした預金者の信頼を得られるよう、緊張感をもって一層真剣に

経営に取り組む必要がある（ペイオフ解禁について（平成14年4月1日金融担当大臣談話））」とあるとおり、現在、さまざまな形で経営努力が進められている。

依然として厳しい経済環境の下で、各金融機関においては、預金者の信頼を得るために、中長期的な財務の健全性がより確かなものとなるよう、更なる収益性の向上に対して真摯に取り組むことが重要な経営課題となっている。

(2) 以上を踏まえると、今後の数年間は、我が国の金融機関にとって、審査能力やリスク管理能力の向上、魅力的な金融サービスの提供、新たな顧客層の開拓等を通じた収益性・健全性の更なる強化等のための重要な時期と位置づけられる。こうした収益性・健全性の更なる強化は、リスクテイク能力の充実等を通じた中小企業金融等における融資機会の拡大にもつながり得るものであり、ひいては実体経済の活性化に結びついていくことも期待される。

各金融機関においては、それぞれの経営判断に基づき、かかる収益性・健全性の強化の実現に努めることが期待されているが、政府としても、こうした動きを支援する施策を講ずることにより、金融システムをより強固なものとしていくとともに、これを通じて我が国経済の活性化を期することが適切である。

(3) 近年進みつつある金融機関の合併等による組織再編は、選択と集中のための経営資源の再配分や、魅力的な金融サービスの提供等を可能とする人材の確保・システムの高度化・最適な経営組織の構築等の契機となり得るものであり、上記の収益性・健全性の更なる強化等を図るための有力な手段である。従って、合併等のメリットを追求し得る余地が大きいと考えられる地域金融機関を中心として、合併等を支援する施策を講ずることとする。

2. 施策の枠組み

以上のような基本的な認識のもと、各金融機関が将来を展望してそれぞれの経営戦略を定めるに当たって、合併等が一つの有力な選択肢となり、ひいては地域経済の活性化につながるような環境条件を整備するため、以下のような具体的な政策対応を行う。

(注) 合併等とは、合併の他、営業（事業）譲渡、子会社化、持株会社を通じたグループ化等も含むものとする。

○合併等の円滑化のための環境整備

- ・合併等を進めるに当たっての制度的な制約となっている事項（法令上の手続等）について、規制緩和の観点から見直す。
- ・加えて、処分未済持分の取扱い等の協同組織金融機関に特有な制度についても、合併等の手続等に関しての制約が必要最小限のものとなるよう見直す。

○収益性・健全性の強化を通じ金融システムをより強固なものとするための施策

- ・基本的な枠組みは以下の通り。
——収益性・健全性の更なる強化を目指し

た自助努力を前提とする。また、こうした自助努力が金融仲介機能の維持強化につながり、地域経済の活性化に資することを期する。

- 支援措置の内容に応じ、合併等を行う金融機関が経営状態の向上等に対してコミットメントを行うことを要件とする方向で検討する。
- 時限的な特例措置とする（例えば、金融機関を巡る経済環境の持続的な回復に至るまでの間）。
- ・上記の基本的枠組みを踏まえ、以下の支援措置について検討する。
 - システム統合など、合併等に際してのコストを軽減するための方策
 - 経営戦略の実現に必要な自己資本の充実の方策

○その他

- ・合併等の趣旨が預金の移動により損なわれることのないよう、預金保険上の経過措置について検討する。

3. 今後の取り進め方

以上の素案を基に、今後、関係各方面のご意見を踏まえ、地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策についての成案をとりまとめる。

◆日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会、「金融システムと行政の将来ビジョン—豊かで多彩な日本を支えるために—」を公表

日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇

話会（金融担当大臣の私的懇話会）は、7月12日、「金融システムと行政の将来ビジョン——豊かで多彩な日本を支えるために——」と題する報告書を公表した。その概要は以下のとおり。

金融システムと行政の将来ビジョン（サマリー） ——豊かで多彩な日本を支えるために——

第Ⅰ部 将来ビジョン

1. 生じている変化

産業金融モデル＝銀行中心の預金・貸出による資金仲介

市場金融モデル＝価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介

主として産業金融モデルにより担われている既存の金融システムでは、増大する実体経済のリスクを支えきれない。→将来的に産業金融モデルも存続するが、リスクを見出し、管理し、配分するためには、市場金融モデルの役割が重要になる。→市場機能を中心とした複線的金融システムへの再構築。

新たなシステムに向けた金融仲介の基本的方向性として、

①仲介機関が、資金のコスト（調達金利＋リスクプレミアム）を明確に認識し、資金調達者に要求する（市場を通ずる資金仲介では、市場の機能として自ずからリスクに見合った価格が形成されるため、相対型の貸出に際して、より強く認識する必要）。

②仲介機関そのものの機能分化、専門化を推進する（銀行であれば、長期的関係を前提としたリレーションシップ・バンкиングから、例えば貸出の組成機能、その証券化機能、証

券化商品に伴う事務処理機能への分化、市場を通ずる資金仲介であれば、個人と市場、市場と企業をつなぐ機関投資家の役割を拡大）。③仲介機関が、資金供給者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、ひとつの窓口で、タイプの異なる多様な金融商品を提供する。

②と③の関係は、提供する商品による業態分業から、提供する機能による分業への移行。また、証券化のためには、貸出の合理的プライシングが前提になるという意味で①にも連動。

2. 新たなシステムでの各主体の位置づけ

(1) 仲介機関

ホールセール分野では、基本的には、貸出から証券への流れになるが、プロジェクト・ファイナンスやシンジケート・ローンの拡大により、両者の関係は一層連続化する。また、企業のバランスシートを分析し、キャッシュフローを再構築する投資銀行業務の重要性が増す。→伝統的貸出業務が残るとしても、短期の信用補完だったり、長期であっても信用リスクの移転、証券化を伴う。→原資としての預金への依存度が低下し、さらには事務処理機能分離へのインセンティブが高まる。

リテール分野では、アメリカのように、大手がスコアリングシステムなどにより機械的、低成本で大量に中小企業や個人向け業務を遂行する一方、地域の多数の銀行、証券会社が、地域に密着して健全経営を行っている棲み分けの姿が示唆的。→日本の大手銀行が市場金融モデルを指向する中で、地域金融におけるリレーションシップの有効性が再確認される。

(2) 企業

企業全体としてみれば、外部資金調達に依存する必要性は一層低下する。→大企業では組織の再編成支援など投資銀行業務へのニーズが増す。一方、中小企業であってベンチャー・キャピタルなどが関心を示すほどの成長が期待できないものは、これまでどおり基本的に銀行が対応する。→但し、個々の中小企業と銀行の関係はより流動化し、株式保有や人材派遣を通じた経営支援は限定的になるものと考えられる。

(3) 個人

仲介機関が提供する商品やサービスの内容に差が出てくるにつれ、個人が能動的に選択して取引先を変更するようになり、これが、仲介機関相互の再編を促す。また、高齢化社会が一層進展する中で、少しでも高いリターンへのニーズが高まるため、貯蓄から投資への変化を政策的にも後押ししていく必要がある。

(4) 行政

業態ごとのリスク特性や公的関与の度合の差異も踏まえつつ仲介機関の機能分化を促し、業態を主軸とした行政から、機能を主軸とした行政への一層の転換を推進する必要がある。将来にわたり行政の重要な役割としては、システムクリスク対応、利用者保護、及び金融技術革新の先導があげられる。

3. 公的金融の将来像

新たな金融システムを指向するに際し、入口としての郵便貯金と簡易保険、出口としての政策金融機関による公的金融仲介のシェアが特異に大きい構造の見直しが不可欠である。

郵政事業については、公社形態の下でも、民

間金融とのイコール・フッティングを徹底して追及しなければならない。また、経営改革とセットで、民間金融商品の販売窓口として郵便局ネットワークの活用を検討する必要がある。

政策金融機関については、金利の見通しとともに、改革の照準を、官民の貸出債権の証券化支援に置くことが、日本の金融システムにおいて機能分化を促すための現実的で有効な方策と考えられる。

4. アジアとの共生

E Uの地域統合が加速する中、日本がアジアの一員として、金融面でも、実体経済面でも、地域統合の軸となる役割を担うことが一層重要になる。運用先としては、日本の金融システムの将来ビジョンとして産業金融モデルと市場金融モデルが併存し得るように、相手国経済の発展段階に応じたきめ細かい対応が求められる。また、アジア企業にとって東京市場への上場インセンティブを高める取組みが必要である。

第Ⅱ部 ビジョンへの架橋

1. 不良債権問題と当面の行政対応

産業金融モデルを脱し、収益力強化のためのビジネスモデルの転換に取り組むことが、不良債権処理のための原資の提供になり、証券化のプロセスを推進していくことが、不良債権処理のためのツールの提供になる。さらに希望の思いを込めれば、この将来ビジョンの認識が、金融に携わるすべての関係者に共有され、改革に向けた意識、行動を駆り立てる 것을期待したい。

不良債権問題の捉え方として、企業の過剰債務、銀行の収益力不足、産業金融モデルの帰結といった視点があるが、処理の前提として、デ

フレ克服のためのマクロ経済政策の役割は大きい。また、国民に信頼、共感される企業の債務処理の仕組みが完全に確立はしていないが、痛みを伴っても着実に実例を積み重ねていくことが重要である。

行政としても、自己査定を補完する厳正な検査とともに、監督行政上の的確な対応により、不良債権処理を促していく必要がある。

2. ビジネスマネジメントへの留意点

(1) リスクに応じた金利設定

リスクに応じた金利設定は、単に銀行の収益力向上のみならず、貸出可能な企業範囲を拡大する。また、経営内容を常にモニタリングするため、事業環境の変化に対応した経営改革を促す機能が働く。

(2) リテールビジネスの充実

中小企業や個人向け業務で収益をあげるためには、一件ごとの安全性を求めるこれまでの意識を大きく変える必要がある。また、既存のサービスを費用対効果の観点から徹底的に見直し、公共性のルール化を図らねばならない。

(3) 金融仲介機能の分化

貸出の組成と証券化が補完的関係にあることを踏まえ、仲介機能を分化していくための政策的取組みとともに、仲介機関側では、機能に応じた人事・組織体制を整備する必要がある。

3. 資本市場の課題

日本版ビッグバンの成果を検証するとともに、個人が資本市場にアクセスする上での販売チャネルの重要性に着目し、ワンストップサービスが可能となるよう、必要な措置を講ずるべきで

ある。また、証券投資への意識改革に向けた取組みを、官民ともに強化する必要がある。

金融システムのインフラの整備は、資金や証券の決済制度、証券取引所など取引の基盤に加え、税制、会計など取引の前提となる制度も含め、システムの安定性、効率性の確保や利用者保護のため、一貫したスタンスで持続的に行われねばならない。とりわけ、金融証券税制は、簡素化の一環として積極的な見直しが望まれる。

エンロン事件以降、ディスクロージャー、コーポレート・ガバナンス、会計監査など、これまでのアメリカ資本市場の健全性や強さの象徴が大きく揺らいでいるが、アメリカのシステムを否定するのではなく、官民あげての改革のスピードに注目し、冷静に学ぶべきである。

4. ビジョンに向けた行政の役割

(1) 規制の枠組み

金融システムにイノベーションをもたらすためにも、異業種を含む新規参入に積極的に対応するとともに、業務規制も、仲介機関の機能分化の方向と整合的に検討していく必要がある。

(2) 金融行政組織のあり方

将来に向け、仲介機関の規制の枠組みに応じた行政組織の再編成が必要であるが、当面の課題は、市場監視体制の強化である。監視委員会の体制面の強化に努めるとともに、市場機能を中心とした金融システムにふさわしい業務面の工夫を期待したい。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、7月16日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、7月17日に公表したほか、6月11、12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを7月19日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成14年7月16日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆総合規制改革会議、「中間取りまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」を公表

総合規制改革会議（内閣総理大臣の諮問機関）は、7月23日、「中間取りまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」を公表した。その概要は以下のとおり。

「中間とりまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」概要

○「中間とりまとめ」の位置付け

年末の「第2次答申」に向けた審議の中で、中間的にとりまとめたもの。民間委員の意見を基に、各省合意への努力はするが、合意が得られなかつたものについては、各省の意見も付した上で当会議の見解を明らかにするもの。

○「中間とりまとめ」の主な事項

第1章 新しい事業の創出

①資金供給に関する規制改革

- ・証券取引法上の開示規制の見直し（私募ルール見直し、有価証券届出書効力発生期間短縮）
- ・個人保証の見直し（差押禁止財産の範囲拡大）
- ・動産・債権担保法制の整備

②事業の仕組み及び運営に関する規制改革

- ・事業形態インフラの整備（企業組合制度の改善等）
- ・事業の組成・設立手続の簡素化（新事業創出促進法の改正による最低資本金規制の緩和等）

- ・ フランチャイズ・システムに関する業種横断的な制度整備
- ・ 政府調達制度の見直し（入札参加資格の見直し等）

③人材の育成及び供給等に関する規制改革

- ・ 労働者派遣及び有期労働契約の拡大（派遣期間・対象業務の拡大、有期労働契約期間の特例の延長・適用範囲の拡大）
- ・ 労働基準法の抜本的改正（雇用の基準やルールの明示等）
- ・ 裁量労働制の拡大（企画業務型裁量労働制の手続の簡素化）
- ・ 大学教員の勤務条件の弾力化（任期制の積極的導入、企業での兼業の促進）
- ・ インターナショナルスクールの制度整備

第2章 民間参入・移管拡大による官製市場の見直し

①株式会社の市場参入・拡大

- ・ 医療（病院）、福祉（特養、ケアハウス）、教育（学校）、農業

②官民役割分担の再構築

- ・ 行政関与の在り方見直し（積極的な民間参入の拡大：事業譲渡、株式会社化、経営委託、業務委託）
- ・ 官から民への事業移管の推進（公の施設の受託管理者を民間事業者等へ拡大、行政財産の民間開放、上下水道事業の民間経営の推進、下水道事業の包括的民間委託、地方公営企業（ガス事業等）の民営化、PFI事業推進）
- ・ 同一市場における競争条件の均一化（補助金・税制等のイコールフッティング）

③利用者選択の拡大

- ・ 機関補助から利用者補助へのシフトによる利用者選択の拡大

第3章 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備

①公益事業（電気通信事業、電気事業、ガス事業、運輸事業等）

- ・ 市場参入促進・競争ルール整備（参入規制見直し、新規参入者育成のための措置等）
- ・ エッセンシャルファシリティの開放（既存事業者の競争・非競争部門間の会計分離、情報遮断の徹底等）
- ・ 有効な競争監視体制の構築（電気事業、ガス事業における専門的機関の整備等）

②司法サービスに関するインフラ整備

- ・ 法曹人口の拡大、法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保
- ・ 弁護士法第72条（業務独占）の見直し（法廷外法律事務を行うことができる者の拡大等）

③都心高度化

- ・ 重畳的規制の整理・合理化（消防法の性能規定化推進、それに伴う建築基準法整理・合理化）
- ・ 航空関係規制の合理化（航空法による建築物等の高さ制限の合理化、航空障害灯に係る規制の合理化等）

第4章 事後チェックルールの整備

①意義：事前規制の緩和促進、消費者・利用者利益増進

②情報公開の推進

- ・意義（消費者等の的確な選択及びその選択の自由の裏付け）
- ・情報公開の内容（サービス内容、評価等）の充実、方法の多様化（HPの整備等）
- ・重点対象（会計基準、教育（大学等）、医療、福祉）

③第三者評価の推進

- ・意義（情報公開のみでは消費者等が判断困難な分野において適切な判断材料を提供）
- ・評価内容（内容や実績）の充実、多様な評価主体による競争、評価の公表等
- ・重点対象（医療機関、福祉（保育所、介護事業者）、教育（大学））

④苦情・紛争処理システムの整備

- ・意義（簡易、迅速、廉価で合意に基づく柔軟な解決）
- ・ADR基本法案の提出、苦情・紛争事案の公開、総合案内窓口の設置

第5章 「規制改革特区」の実現に向けて

①基本理念

- ・目的——特定地域に限定して、その特性に注目した規制改革を実施することにより、全国的な規制改革につなげ、我が国全体の経済活性化を図ること
- ・基本方針——地方公共団体の自発的な立案に基づく制度、対象となる規制は可能な限り幅広いもの、従来型の財政措置は用いない、等

②制度設計の方向

- ・法的枠組み——「通則法方式」を基本（地

方公共団体の提案する分野横断的・省庁横断的な規制改革をパッケージとして実現）

- ・主な法的論点——法の下の平等との関係、試行的な制度としての妥当性、不可逆的な規制の特例がもたらす弊害防止、事後チェックルールの整備など代替措置の必要性
- ・「地域」の考え方——地域の固有の条件などから判断、指定対象範囲は原則市町村
- ・対象となる規制——「規制改革推進3か年計画」の全項目や地方公共団体や民間から要望のある事項など可能な限り幅広いものとし、地方公共団体や民間の提案により毎年追加

対象外：外交・防衛など国の主権に関するもの、条約に基づく国の義務の履行を妨げるもの、刑法に関するもの、直接的な影響の及ぶ範囲が特区内で完結せず代替措置による対応が不可能なもの

- ・その他、申請主体、申請窓口・認定主体たる推進母体、評価方法 等

③特区制度の推進方法

- ・内閣官房に設置された推進母体において、地方公共団体等の提案を受け付け、最大限尊重し推進する体制を整備
- ・当会議は推進母体に対し、必要に応じ意見を述べるとともに、対象規制の選定に最大限協力

④特区構想例

(注) ただし、地方公共団体等からの提案の例示であり、個々の項目が特区制度として、馴染むか否かを具体的に判断したものではない。

◆金融庁、「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表

金融庁は、7月30日、「平成14検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成14検査事務年度検査基本方針及び基本計画

I. 検査基本方針

金融庁は、発足以来、我が国の金融システムの安定、預金者・投資家等の保護及び金融の円滑を図るため、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきた。

前検査事務年度においては、改革先行プログラム等に基づき、主要行に対し、通常の検査の抜本的強化に加え、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を実施するなど、厳正かつ的確な検査の実施に努めてきた。

平成14検査事務年度においては、金融を取り巻く現下の情勢を踏まえ、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととする。

第一に、より強靭な金融システムの構築に向けた対応である。金融システムのより一層の安定を確保するために、主要銀行グループに対して、より実効性・効率性の高い検査を実施する必要がある。

第二に、経営実態に応じた検査の運用確保のための対応である。中小・零細企業等の経営実態の把握向上により、検査の適切な運用を確保する必要がある。

第三に、今日的課題への的確な対応である。金融機関の経営統合の進展によるシステム統合リスクの拡大や本年4月のペイオフ解禁などの

環境の変化に伴う課題に的確に対応していく必要がある。

なお、これらの課題に取り組むに際し、検査マニュアルの整備や人材育成など、検査態勢の充実・強化を図っていくとともに、業態ごとの特性に応じた効率的・効果的な検査を実施することとする。

本検査事務年度においては、このような基本的考え方を踏まえ、具体的には以下の施策について、着実な実施に努めるものとする。

1. より強靭な金融システムの構築に向けた対応

(1) 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査する実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。その際、内部監査を含めた経営管理の状況について厳正に検証する。

(2) リスク・カテゴリー専門班の編成

システムリスク、市場関連リスク等の専門性の高い分野については、通年・専担検査班とは別途、民間出身の専門家を登用した専門班を編成し、各主要銀行グループを横断的に検査する。

(3) 債務者区分等の適時の検証

企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分等を確保することが引き続き有用であると考えられるため、主要行の通年・専担検査において、リアルタイムの債務者区分等の検証を実施する。

2. 経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

(1) 経営実態に応じた検査の運用確保

新たに整備された金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）を踏まえた検査を実施することにより、中小・零細企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分等の確保に努める。

(2) 検査官教育の充実・強化

金融検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止するため、検査経験の浅い検査官等に対して模擬査定研修を実施するなど、研修の充実・強化を図る。

(3) 検査モニターの充実等

適正な検査を確保するとの観点から、立入中に被検査機関の経営陣から直接意見を聴く「オンサイト検査モニター」のほか、新たに、電子メール等により意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施する。また、検査官との間に意見相違が生じた場合に、被検査機関が意見を申し出ることができる「意見申出制度」についても、その周知徹底を図り、検査の公正性の向上に努める。

3. 今日的課題への的確な対応

(1) システムリスクの厳正な検証

金融機関の経営におけるシステムの重要性にかんがみ、システムリスク管理態勢を引き続き厳正に検証する。

あわせて、金融機関の経営統合の進展に

よるシステム統合リスクの拡大などに、より的確に対応するための検査マニュアル別冊を作成する。

(2) 本年4月のペイオフ解禁を踏まえた実効性ある検査の継続

本年4月のペイオフ解禁を踏まえ、金融システムの安定に万全を期すため、金融機関のリスク管理態勢について、引き続き厳正な検証に努めるとともに、金融機関の経営状況等を踏まえ、効率的・効果的な検査を実施する。

また、預金保険機構と連携し、預金口座名寄せのためのデータ整備状況等について引き続き検証する。

(3) 郵政公社・政策金融機関に対する検査に向けた対応

郵政公社・政策金融機関に対する検査権限の金融庁への一部委任規定が法律上（15年4月施行）設けられたことを踏まえ、実効性ある検査の実施に向けて、検査体制の整備等に努める。

4. 検査態勢の充実

(1) 金融持株会社検査マニュアルの策定

持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループ通年・専担検査の導入を踏まえ、金融持株会社に係る検査マニュアルを策定する。今後とも、金融環境の変化に的確に対応したマニュアルの整備・充実に努める。

(2) 検査の専門性の維持・向上

金融技術や情報通信技術の発達等、金融環境の変化に的確に対応するため、先端・専門的知識を有する民間出身の人材の登用に努めるほか、研修を通じて専門性の向上を図る。

(3) 財務局との共同検査の導入

当庁と財務局の検査官が共同で実施する金融庁・財務局共同検査を新たに導入することにより、検査現場での情報交換を促進し、相互に検査能力等の向上を図る。

(4) 日本銀行との連携

金融機関の経営状況等を踏まえた効率的・効果的な検査を、当庁の限られた検査体制の中で実施するため、検査・考查の時期及び着眼事項の調整等、引き続き、日本銀行との連携を図る。

5. 業態別重点事項

(1) 預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、上記の施策を着実に実施し、効率的・効果的な検査に努める。その際、内部監査を含めた経営管理の状況について厳正に検証する。

(2) 保険会社

保険会社については、その業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、経営陣自らによる深度ある経営管理の遂行状況及び実効性ある内部監査態勢の構築状況について重点的に検証す

る。また、保険募集管理態勢について検証するとともに、ソルベンシー・マージン比率等、財務の健全性についても併せて厳正に検証する。

(3) 証券会社等

証券会社については、顧客資産の分別管理の適切性及び自己資本規制比率の正確性について重点的に検証する。その際、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携し、合同検査を原則とするなど、効果的な検査の実施に努める。

また、投資信託委託業者及び投資顧問業者については、新たに整備された「投信・投資顧問検査マニュアル」に基づき、顧客への忠実義務や説明義務の遵守状況等について重点的に検証する。

(4) 外国金融機関

外国金融機関（銀行、証券会社等）については、上記（1）～（3）の施策によりつつ、ルール遵守状況及びリスク管理状況の検証に重点を置いた効果的な検査を実施するとともに、グループの一体的な実態把握に努める。その際、外国当局との緊密な連携等を図る。

(5) その他の金融機関

貸金業者については金利規制及び取立行為規制等のルール遵守状況について、前払式証票発行者については発行保証金の供託状況等について重点的に検証する。

II. 検査基本計画

		実施予定数	(参考) 13検査事務年度実施数
銀 行	85 行	82	
信 用 金 庫	115 金庫	193	
信 用 組 合	90 組合	12	
労 働 金 庫 、 信 農 ・ 漁 連	20 金庫 ・ 連合会	23	
預金等受入金融機関	計 310	310	
保 険 会 社	15 社	16	
証 券 会 社	70 社	72	
投資信託委託業者	10 社	6	
投 資 顧 問 業 者	30 社	32	
証 券 会 社 等	計 110	110	
	435	436	
貸 金 業 者	170 社	169	
前払式証票発行者	170 社	169	
そ の 他	20 社	25	
その他の金融機関	計 360	363	

(注 1) 上記検査実施予定数は変動することがあり得る。

(注 2) 13 検査事務年度は、上記のほかにフォローアップ検査・特別検査をあわせて 25 件、証券取引所検査を 2 件実施している。

(注 3) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。

◆金融庁、「決済機能の保護に向けた検討について」を公表

金融庁は、7月31日、「決済機能の保護に向けた検討について」を公表した。その内容は以下のとおり。

決済機能の保護に向けた検討について

1. 昨日、柳澤金融担当大臣及び蟻山昌一座長（日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会）が小泉総理大臣に対し「金融システムと行政の将来ビジョン」について報告した

際、小泉総理から柳澤金融担当大臣に対し、ペイオフは実施すべきであるが、一方、決済機能の安定確保のための方策を検討し、必要な改革案をとりまとめるようにとの指示があつた。

2. 決済機能に関しては、同ビジョンにおいて、資金仲介機能とともに金融システムが担う基本機能としてその確実かつ円滑な実施の重要性が指摘されており、また、本年に入り生じた金融機関のシステム障害においても、期せずして決済機能の重要性が改めて広く実感さ

れたところである。

3. このため、金融庁としては、総理の指示を踏まえ、次の問題意識で、金融審議会において集中的に決済のセーフティネット整備に向けた検討を進めていただき、速やかに必要な改革案をとりまとめていく考えである。

(1) 決済サービスの確実かつ円滑な実施の重要性に照らすと、現行の各種の決済リス

ク削減策で決済機能の安定確保は十分か。

(2) 決済リスクの一層の削減のため、いかなる方策が必要か。

(3) 預金保険制度を活用する場合、「小さな預金保険制度」の原則のもと、少額預金者保護とは別に、モラルハザードを防止しつつ決済機能の安定を確保する適切な仕組みはどのようなものか。

◆現行金利一覧

(14年8月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.90	14. 8. 9 (1.95)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(14年8月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>1.241</u> 1.3 <u>100.52</u>	〈7月債〉 1.289 1.3 100.09
政府短期証券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈14年8月12日発行分～〉 0.0019 <u>99.9995</u>	〈14年8月5日発行分～〉 0.0039 <u>99.9990</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>1.328</u> 1.3 <u>99.75</u>	〈7月債〉 1.345 1.3 99.60
公募地方債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>1.331</u> 1.3 <u>99.72</u>	〈7月債〉 1.348 1.3 99.57
利付金融債 (5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>1.000</u> <u>1.00</u> 100.00	〈7月債〉 1.050 1.05 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈8月後半債〉 <u>0.060</u> <u>0.050</u> <u>0.05</u> <u>99.94</u>	〈8月前半債〉 0.070 0.060 0.06 <u>99.93</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 公募地方債は最低レート。

3. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ EMEAP決済システム・ワーキンググループ、「EMEAP諸国の決済システム」を公表

EMEAP決済システム・ワーキンググループは、7月17日、「EMEAP諸国の決済システム」（通称EMEAPレッドブック、原題：Payment Systems in EMEAP Economies）と題する報告書を公表した（プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載されている）。